

クリニカル・シミュレーション・ラボ利用規定

第1条(趣旨)

この規定は、産業医科大学医学教育改革推進センター(以下「センター」という)に設置されたクリニカル・シミュレーション・ラボ(以下「ラボ」という)の利用に関する管理・運営について、必要な事項を定める。本規定において「ラボ」とは、1号館8階シミュレーションラボおよび南別館4階医学教育関連施設を指す。

第2条(ラボ管理者)

ラボの管理運営を担う者を「ラボ管理者」とし、センター教員がこれにあたる。

第3条(利用者)

次の各号に該当する者は、センターの許可を得てラボを利用できるものとする。

1. 大学に在籍する学生、大学院生及び大学院研究生
2. 大学に勤務する教職員
3. 大学病院で研修する臨床研修医及び勤務する教職員
4. センターが主催又は共催等する講習会等への参加者
5. その他、センター長が認めた場合

第4条(利用申請)

利用希望者は、原則として利用希望日の前日までにWEBにて利用予約を提出すること。申請書には、次の情報を記載すること。センター職員は、申請内容を確認の上、利用の可否を通知する。

1. 利用希望日時
2. 利用目的
3. 使用希望機器
4. 利用人数
5. 利用場所(ラボ外の場合)

第5条(利用に関して)

ラボの利用に関しては、次の各項を参照することとする。

1. ラボの利用可能時間は、原則として平日 9:00～17:15 とする。
2. 17:15 以降、休日等に利用をする場合、ラボ管理者へ事前に報告とする。
3. 利用者は、退室時に機器の原状復旧を行い、翌日までに利用報告をWEBで提出する。
4. ラボの鍵は、教務課で鍵を借りて各自で行う。
5. センターは利用日の翌日に、ラボ及び機器の状態を確認する。
6. シミュレーターに関わる消耗品等に関しては、使用者が準備するものとする。
消耗品類は原則としてセンターでは準備しないため、必要な物品は事前に使用者が

確認・準備すること。特別な消耗品を希望する場合は、事前にラボ管理者へ相談すること。

第6条(利用の原則と制限)

利用の原則と制限に関しては、次の各項を参照することとする。

1. 利用は先着順とするが、学生教育を最優先とする。
2. 申請した機器以外の使用は原則禁止とする。
3. 使用後は室内の清掃、整理整頓を行い、原状復旧すること。

第7条(長期貸出)

機種別の長期貸出に関しては、次の各項を参照することとする。

1. ラボ以外での機器の長期使用を希望する場合は、事前にセンター長の許可を得ること。
2. 申請書の「その他」欄に利用場所を明記し、利用者は機器を責任もって管理すること。
3. 利用中は次の実施を行う:半年に一度、借用機器報告書と機器返却および保管状況報告

第8条(設備、備品の損傷等)

ラボの設備、備品の損傷等に関しては、次の各項を参照することとする。

1. 利用者の不注意により設備、機器等が損傷、破損した場合は、早急にラボ管理者へ報告すること。
2. 当該損害については、原則実費弁償とする。

第9条(遵守事項)

その他遵守事項等に関しては、次の各項を参照することとする。

1. シミュレータ等の使用にあたって、使用者はシミュレータ等の使用方法を理解・習熟していることを前提とし、使用方法を理解・習熟していない者は、事前にセンター管理者に申し出なければならない。
2. 食事、飲食は禁止とする。
3. 演習・講習会の運営は、原則利用者が行うこと。
4. 火気の使用は禁止とする。
5. 使用機器は丁寧に取り扱い、破損、改造をしてはならない。
6. 使用終了後は清掃、原状復旧を実施すること。
7. 他者の迷惑となる行為を禁止する。
8. 個人情報や映像、記録の取扱いには十分注意すること。

第9条(見学)

ラボの見学等を希望する者は、事前にセンターに申し出て許可を得ること。

第 10 条(使用中止および制限)

利用者が本規定に違反した場合または、センターの運営に支障をきたすと判断された場合、センター長は使用の中止または制限を命じることができる。

第 11 条(免責)

免責事項に関しては、次のように定める。

1. ラボの利用中に発生した事故、盗難、トラブル等について、センターは一切の責任を負わないものとする。
2. 利用者の故意または過失により損害が生じた場合は、利用者がその責任を負うものとする。
3. 学生の利用中に生じた事故については、当該指導教員が必要な監督責任を負う。

附則

この規程は、令和8年4月1日より施行する。